

防犯カメラ設置運用管理規程（参考例）

1.趣旨

この規程は、個人情報保護法（個人のプライバシー保護）を遵守しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇自治会が〇〇に設置する防犯カメラの設置管理に関し必要な事項を定めるものとし、その適正な管理運用を図るものとする。

2.設置目的

防犯カメラは、〇〇における犯罪の未然防止、犯罪に対する抑止力の向上、地域の治安向上、まちの安心づくりの推進を図ることを目的に設置するものとする。

3.管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な管理運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

※管理責任者自らが防犯カメラの取り扱いができない場合。

- (4) 操作取扱者は、〇〇とする。

※又は、「管理責任者が指定した者とする。」

4.設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数

別紙位置図のとおり、〇〇に〇台の防犯カメラを設置する。

※位置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

- (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」などと記載した表示看板を掲示する。表示看板には、設置者名を記載するものとする。

5.画像の管理

- (1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

- (2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

- (3) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

- (4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね録り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6.画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関等から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行うときは、要請者の身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

画像提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7.苦情の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。